

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、公表します。

当別町長 後藤 正洋

市町村名 (市町村コード)	当別町 (013030)
地域名 (地域内農業集落名)	高岡 (高岡)
協議の結果を取りまとめた年月日	令和6年11月28日 (第2回)

注1:「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。

注2:「協議の結果を取りまとめた年月日」欄には、取りまとめが行われた協議の回数を記載してください。

1 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域農業の現状及び課題

【当別町の現状と課題】

・当別町の耕地面積は8,510haとなっており、行政面積の約2割を占めている。当別町の農業は、豊かな水と石狩平野の一部という恵まれた土地条件を活かした、水田・畑作や花卉を中心とする農業を展開しているのが特徴である。

・しかしながら、農家戸数は直近の10年間で2割近く減少し、1戸あたりが担うべき農地面積が年々拡大していることから、効率的かつ安定的な生産体制の確立に向けた取組が必要である。また、現在は規模縮小などの意向のある農地面積に対し、規模拡大の意向のある農地面積の方が上回っているが、60才以上の農業者の農地面積のうち後継者不在の農地面積の割合は5割を超えるなど高齢化が進んでおり、農村の維持・発展に向け担い手対策が課題となっている。

【高岡地区の現状】

○農地所有者数及び耕作者数 62名 ○認定農業者数 18名
○60歳以上の耕作者数 37名(うち後継者不在の農業者数 30名)
○規模縮小・離農予定 16名 ○規模拡大 7名

【高岡地区の課題】

・若い人が少なく、後継者も少ない状況である。高齢化も進展しており、担い手不足となっている。
・粘土質で畑を作りづらい地域であり、土の質も年々悪くなっている。一度で耕すことができず、何度も耕すことが必要のため、耕すだけでも一苦労であるほか、作物の形が悪くなる。肥料等の資材によって経費が嵩み、作物を作っても黒字化しない畑が多いため、支援が必要である。
・協同組織がなく、機械を共同利用する体制がない。
・近年の高温で病気が出やすいほか、雨不足や温暖化の影響を受けている。北海道向けの品種では収穫量が減少しており、温暖化に対応する作物の選定が必要である。

(2) 地域における農業の将来の在り方

【当別町】

・当別町農業10年ビジョンに掲げる経営戦略「水稻・畑作物の生産性向上」、「野菜・花卉の生産拡大」、「多様な人材の総力発揮」、「ブランド化、6次化、販路拡大」、「農業生産基盤の強化」を推進し、農業所得の向上を目指す。

【高岡地区】

・担い手だけではなく地域全体での協力が必要であり、住民の知識や経験を共有し、農地を維持していく。
・市場が不安定であるため、将来的には企業と契約を結ぶ等の安定化のための方法を検討する必要がある、農協の協力(仲介)を得ながら進めていく。
・農地について、借り手を求めている農家と、黒字化を条件に農地の拡大を求めている農家がいるため、集約化が進む可能性がある。
・高岡地区の重点作物、高岡ブランドづくりについても積極的に検討する。
・人手が足りない等の課題はあるが、6次化についても検討する。

2 農業上の利用が行われる農用地等の区域

(1) 地域の概要

区域内の農用地等面積	448 ha
うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積	448 ha
(うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積)【任意記載事項】	ha

(2) 農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方(範囲は、別添地図のとおり)

・農振農用地区域内の農地及びその周辺の農地を農業上の利用が行われる区域とする。

注: 区域内の農用地等面積は、農業委員会の農地台帳等の面積に基づき記載してください。

3 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

(1) 農用地の集積、集約化の方針
・農業委員会と連携し、農地バンクを通じて、地域の担い手等への農地集積・集約化を図る。
(2) 農地中間管理機構の活用方針
・農地バンクを通じて、地域の担い手等への農地集積・集約化を図る。
(3) 基盤整備事業への取組方針
・基盤整備による圃場の大区画化や地下かんがいの導入により、生産性の高い農業を実現できる環境を整える。
(4) 多様な経営体の確保・育成の取組方針
・当別町農業総合支援センターと連携し、新規就農者等の新たな担い手の確保・育成に努めるとともに、地域の担い手の経営安定・発展を支援する。
(5) 農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の活用方針
・北石狩農業協同組合が検討中の農業機械作業受委託の仲介事業の利用を進める。

以下任意記載事項(地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組方針を記載してください)

☒ ①鳥獣被害防止対策	☒ ②有機・減農薬・減肥料	☒ ③スマート農業	☒ ④畑地化・輸出等	☒ ⑤果樹等
☐ ⑥燃料・資源作物等	☒ ⑦保全・管理等	☒ ⑧農業用施設	☒ ⑨耕畜連携等	☒ ⑩その他

【選択した上記の取組方針】

- ①シカやアライグマ等による農業被害の防止に向けて、当別町鳥獣被害対策協議会を中心に、農業団体、猟友会、農林業関係機関と連携しながら、電気柵の設置や捕獲機材の導入・捕獲従事者の育成等、効果的な対策に努める。
- ②適正な輪作に加え、土壌診断結果に基づく適正施肥及び堆肥・緑肥の投入による地力増進を図り、環境負荷の低減に努める。
- ③ドローンや自動操舵システム等のスマート農業技術を効果的に活用し、省力・低コスト生産に努める。
- ④水張りを組み入れない作付体系が定着している水田については、畑地化に向けた協議を地域関係者と進め、高収益作物の定着を図る。また、今後大きな需要が見込まれる新たな市場の開拓に向けて、新市場開拓用米の作付を推進する。
- ⑤栗等の果樹について検討を進めるほか、他地区、他市町村からの果樹栽培での就農希望等があれば受入れについて検討する。
- ⑦地域の活動組織が中心となり、農地・水路・農道等の保全活動を推進する。
- ⑧農業近代化施設の導入を推進し、効率的かつ安定的な農業経営を目指すものが経営発展を図っていく上での条件整備を図る。
- ⑨水田放牧及び資源循環による耕畜連携を推進する。また、堆肥供給システムの構築を図る。
- ⑩販売、6次化を見込んだ作物について検討する。